

令和3年1月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法)	北海道、青森県、 秋田県、新潟県、 山梨県、長野県、 鳥取県、島根県、 山口県、徳島県、 高知県	地方交付税の確保充実 及び財源調整機能の充 実・強化	新型コロナウイルスの影響により、 地方税や、交付税の原資となる国税 の収入の急激な落ち込みが見込まれ ることから、安定的な財政運営に必 要な一般財源総額及び地方交付税総 額を確保し、別枠の加算により、臨 時財政対策債の増加を抑制するとと もに、財政力が弱い地方部の自治体 においても必要かつ十分な対策が実 施できるようにすること。 【地方創生実現財政基盤強化知事連 名共同提案】 【新規】	一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウ イルス感染症の影響により地方税等が大 幅に減収する状況の中、地方財政計画の 歳出に、新たに「地域デジタル社会推進 費(仮称)」を計上することなどによ り、水準超経費を除く交付団体ベースの 一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、 地方交付税総額については、0.9兆円増 の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債に ついては、概算要求時点では3.7兆円の 増としていたところ、これを2.3兆円の 増に抑制した。 地方部の地方団体に対しては、令和2 年度に引き続き、地域社会再生事業費の 算定において全国平均を上回って人口が 減少し、少子高齢化が進行している団体 や、人口密度が低く持続可能性への懸念 が生じている地域の人口が多い団体に重 点的に配分することとしている。
2	(法)	北海道、新潟県、 鳥取県、島根県、 高知県、鹿児島県	標準財政規模の推移を 踏まえた留保財源率の 見直し	地方交付税が本来有する財源調整機 能が十分に発揮できるよう、基準税 率を引き上げること。 【継続】	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 留保財源率の引上げについては、財政 力格差是正の観点から引き下げるべきと の意見、税收確保インセンティブ強化の 観点から引き上げるべきとの意見など 様々な意見があり、幅広い観点から慎重 な検討が必要。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(法)	宮城県、山形県、 福島県、茨城県、 栃木県、千葉県、 山口県、福岡県、 長崎県	地方交付税の総額確保 及び財源調整機能・財 源保障機能の堅持	法定率の引き上げ等による地方交付 税総額の確保及び、財源調整機能・ 財源保障機能を堅持されたい。 【継続】	一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウ イルス感染症の影響により地方税等が大 幅に減収する状況の中、地方財政計画の 歳出に、新たに「地域デジタル社会推進 費(仮称)」計上することなどにより、 水準超経費を除く交付団体ベースの一般 財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方 交付税総額については、0.9兆円増の 17.4兆円を確保し、臨時財政対策債につ いては、概算要求時点では3.7兆円の増 としていたところ、これを2.3兆円の増 に抑制した。 法定率の見直しについては、令和3年 度の概算要求においても事項要求を行っ た。国・地方とも巨額の債務残高や財源 不足を抱えていることから、更なる見直 しは容易なものではないと考えるが、今 後とも法定率の見直し等による交付税総 額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(法)	茨城県、群馬県、 千葉県、石川県、 岐阜県、長崎県	新型コロナウイルス感 染症対策に係る確実な 地方財政措置	新型コロナウイルス感染症対策に要 する地方負担について、地方財政計 画に的確に反映し、「新型コロナウ イルス感染症対応地方創生臨時交付 金」などにより、通常収支分や一般 財源総額の同水準ルールの別枠とす るなど、必要な財源を確実に確保 【新規】	一部採用する。 令和3年度においては、新型 коронаウ イルス感染症の影響により地方税等が大幅 に減収する状況の中、地方財政計画の 歳出に、新たに「地域デジタル社会推進 費(仮称)」を計上することなどによ り、水準超経費を除く交付団体ベースの 一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、 地方交付税総額については、0.9兆円増 の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債に ついては、概算要求時点では3.7兆円の 増としていたところ、これを2.3兆円の 増に抑制した。
5	(法)	茨城県	新型コロナウイルス感 染症対策に係る確実な 地方財政措置(制度融 資に係る損失補償)	国補正予算による「都道府県の制度 融資を活用した民間金融機関の実質 無利子・無担保融資」に係る信用保 証協会への損失補償について、地方 負担分の確実な財政措置 【新規】	以下の理由により採用しない。 地方団体が信用保証協会に対して行っ た損失補償については、信用保証協会が 代位弁済した当該中小企業からの回収金 により返還することとなっていることか ら、地方負担に対する財政措置は困難で ある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(法)	埼玉県、石川県、 愛媛県	地方交付税総額の確保、社会保障関連経費や「新たな日常」の実現に係る地方財政負担の増に対する適切な需要額の措置	地方交付税総額の確保、地方の財政負担の増大に対する適切な需要額の措置。 【継続】	一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(法)	富山県	地方交付税総額の確保 及び財源保障・調整機能の充実	地域間の財政力格差を是正するため、財源保障・調整機能の充実を図るとともに、地方交付税総額を確保されたい。 ・「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・維持 ・防災・減災対策、地方創生の事業費の確保 ・地方交付税の法定率の引き上げ 【継続】	一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和3年度においても、引き続き1兆円を確保している。 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充し、事業費を0.1兆円増額した上で、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、事業期間を5年間延長することとしている。また、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、緊急自然災害防止対策事業費と同様に、事業期間を5年間延長することとしている。 法定率の見直しについては、令和3年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(法)	福井県、三重県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山 県、徳島県	地方交付税の総額確 保・機能充実等 【近畿府県連携事項】	<p>地方団体の財政運営に必要となる地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮されるよう対処されたい。</p> <p>特に令和3年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止や経済・雇用対策に係る財政需要については、他の歳出を削減することなく、「歳出特別枠」として措置されたい。また、その規模は平成22年度の「地域活性化・雇用等臨時特別費」を上回る規模を確保するとともに、その財源は国の「別枠加算」で措置されたい。</p> <p>また、臨時財政対策債に依存することなく安定した財政運営を行えるよう、法定率の引上げ等により、恒久的な地方交付税の充実強化を図られたい。</p> <p>【近畿府県連携事項】</p> <p>【新規】</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。</p> <p>法定率の見直しについては、令和3年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(法)	広島県	地方交付税の法定率の 引き上げ及び臨時財政 対策債償還費等の別枠 確保	<ul style="list-style-type: none">・法定率引き上げによる地方交付税 総額の確保・臨時財政対策債等の地方債の元利 償還金について、他の基準財政需要 額が圧縮されることのないよう、確 実に財源の確保を行うこと。 <p>【継続】</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。</p> <p>法定率の見直しについては、令和3年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(法)	高知県	地方交付税総額の確保 と臨時財政対策債の縮 減について	<ul style="list-style-type: none">・地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を十分に発揮するため、必要な総額を確保すること。・臨時財政対策債については、可能な限りその縮減を図ること。 <p>【継続】</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(法)	大分県	地方一般財源総額の確保・充実	<ul style="list-style-type: none">・ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保【継続】・ 減収補填債対象税目の拡充【新規】	<p>一部採用する。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる8税目について、令和2年度限りの措置として、地方財政法を改正し、減収補填債の対象に追加している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(法)	群馬県	会計年度任用職員制度への移行に伴う所要額の適正な算入(昇給制度などによる移行2年目以降の増加経費)	会計年度任用職員制度への移行に関し、昇給制度や期末手当の段階的引き上げ等による2年目以降に生ずる増加経費について、適正に基準財政需要額に算入されたい。 【新規】	採用する。 令和3年度においては、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給月数の増によって生じる経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。
13	(法)	福井県	会計年度任用職員制度の導入等に伴う地方財政措置	会計年度任用職員に対する期末手当等の支給にかかる地方公共団体の財政需要の増加分について、算出方法を明確にしたうえで、基準財政需要額に確実に計上されたい。 【新規】	一部採用する。 令和3年度においては、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給月数の増によって生じる経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。 なお、算定方法については、地方交付税制度解説において包括算定経費一括計上分に係る標準団体一般財源額及び段階補正係数設定に係る人口区別一般財源額等、可能な限り明示しているところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
14	(法)	兵庫県	会計年度任用職員制度に伴う財政負担への適切な財政措置	令和2年度から導入された会計年度任用職員制度について、増加する財政需要を適切に単位費用に積み上げるとともに、職員数に応じた密度補正など適切な補正係数を設定すること。 【新規】	一部採用する。 令和3年度においては、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給月数の増によって生じる経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。 会計年度任用職員については、各地方団体の裁量により必要に応じて任用する職員であることを踏まえ、交付税においては、標準的な所要額を想定して算定することとしており、個別の地方団体の実態に応じた補正は行わないこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(法)	香川県	会計年度任用職員制度の導入に伴う所要額の適切な算入について	<p>令和2年4月1日施行の地方公務員法および地方自治法改正に伴い、会計年度任用職員に対する期末手当等の支給が必要となったが、地方公共団体の財政需要の増加分について、地方財政計画の歳出に確実に計上した上で基準財政需要額に算入されたい。</p> <p>また、「保健所の即応体制の整備について(令和2年6月19日付け厚生労働省事務連絡)」等を踏まえ、保健所の体制強化に係る会計年度任用職員についても単位費用において基準財政需要額に算入されたい。</p> <p>【新規】</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和3年度においては、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給月数の増によって生じる経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を令和3年度から2年間かけて約2,700名増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしている。</p>
16	(法)	群馬県、兵庫県	一般行政職員給与費の適正な算入	<p>一般行政職員の給与費をより実勢に近い額で交付税に算入にされたい。(地方財政計画上の給与費単価や地方公務員給与実態調査との間には乖離が生じている。)</p> <p>【継続】</p>	<p>採用する。</p> <p>給与実態調査における一般行政職員の役職別の構成比を踏まえ、交付税算定における職員構成を見直し、交付税算定における一般行政職員の給与費について実態との乖離是正を行った。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(法)	島根県	臨時財政対策債償還費 の別枠の確保	臨時財政対策債償還費が増大していることを踏まえ、他の基準財政需要額の的確な算定に影響を及ぼすことのないよう、償還財源を別枠で措置すること。 [継続]	一部採用する。 臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないように対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増大することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」を計上することなどにより、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[警察費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(法)	栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 長崎県	警察官給与の算入単価 の引き上げ	警察官の交付税上の単価と給与実態調査を基礎に算定されている地財計画単価にかい離が生じている。警察官定数は政令で定められていることから、本来、交付税の単価と地方財政計画の単価は同額で、地方財政計画の単価による人件費所要額の全額が基準財政需要額に算入されるべきである。よって、交付税単価を地方財政計画単価まで引き上げられたい。 【継続】	一部採用し、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

土木費(道路橋りょう費、
河川費、港湾費、その他土
木費)

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(法)	北海道	公共土木施設の維持管理に要する経費の充実	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後においても、国・地方を挙げて国土強靱化の取組を推進するため、公共土木施設の維持管理に要する経費を充実すること。 [新規]	一部採用し、引き続き検討する。 維持管理費用については、今後も決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[港湾費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(法)	岩手県	水門・陸閘の自動閉鎖システムの整備に伴う維持管理費等に対する財政措置	水門・陸閘の自動閉鎖システムの整備に伴い発生する維持管理費、修繕費及び更新費について、一部の費用しか補助・交付金の対象とされておらず、財政負担が大きいことから、普通交付税による財政措置を講じること。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 水門等の自動化、遠隔化の現状を鑑みると、遠隔操作等に係る費用については、全国普遍的な財政需要とは言えず、また、台帳や統計など水門等にかかる公信力のある数値を補足することができないため、普通交付税における基準財政需要額に当該費用を算入することは困難である。
21	(法)	宮城県	L1防潮堤建設に伴い新たに発生する陸閘・水門等の維持修繕費について (東日本大震災以降整備した海岸防潮堤、陸閘・水門に係る管理費用の財政措置)	東日本大震災以降建設を進めているL1防潮堤について、陸閘・水門等の大型化や、施設の電動化・自動化・遠隔化により維持管理費等に生ずる多額の財政負担について、被災3県に対し恒久的に財政措置するため、補正係数の新設を要望する。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 水門等の自動化、遠隔操作等に係る費用については、台帳や統計など水門等にかかる公信力のある数値を補足することができないため、補正係数を新設することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[河川費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法)	大阪府	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費の単位費用への適切な算入	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費について、実態に即して単位費用への適切な算入を図られた。 [継続]	一部採用し、引き続き検討する。 維持管理経費については、令和2年度の単位費用を引き上げ、一定の充実を図った。今後も決算の状況等実態を勘案し、設定を行っていく。
23	(法)	長崎県	河川費に係る算定方法の見直しについて	土砂災害防止法に基づく基礎調査箇所数の多寡による補正係数の新設について [新規]	以下の理由により採用しない。 土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る経費については、平成27年度から5年間で基礎調査未了の箇所を解消するため、時限的に密度補正により措置を講じたものである。 基礎調査に要する費用については、適切に単位費用による措置を講じる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[その他の土木費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(法) (省)	広島県	放置艇対策事務に要する経費に係る交付税措置	放置艇対策事務に要する経費は、多くの自治体で要する防災等のための標準的な財政需要であり、港湾費(港湾・漁港)、その他土木費(海岸)等の費目の算定において、適切に措置されるべきである。(単位費用及び補正係数)	以下の理由により採用しない。 放置艇対策事務に係る経費については、当該事務を含めた河川・港湾・漁港の水域管理として標準的な経費を適正に措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法)	栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 徳島県 香川県 長崎県 鹿児島県	教職員給料単価について地方財政計画上の単価への引き上げについて	教職員の交付税算定上の給料単価を、地方財政計画上の給料単価に引き上げること。 [継続]	一部採用し、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[高等学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(法)	北海道	高等学校費における学校規模・区分に応じた需要の適切な反映	学校規模や学科に応じた学校運営経費を適切に需要額に反映させるよう種別補正を設定すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校運営経費については、その大部分である教職員給与について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(標準法)に基づき措置を行っている。 学校規模等に応じた運営経費の需要額への反映については、地方団体の実態を踏まえた補正の適用等について、引き続き検討を行う。 なお、地域社会維持のための小規模高校の運営経費については、人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応するための経費として、「地域社会再生事業費」において算定することとしている。
27	(法)	岐阜県 愛知県 福岡県 沖縄県	高等学校の空調施設に係る維持管理費の単位費用措置について	県立高等学校の普通教室及び特別教室への空調設備設置に係る維持管理費(光熱費、保守費、維持修繕費)の後年度にわたる増嵩が見込まれるため、単位費用措置を講じること	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 県立高等学校における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[高等学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	(法)	兵庫県	情報通信設備維持管理費の適切な算定	令和3年度以降大幅に増加する情報通信設備の維持管理費を地方財政計画に適切に計上し、単位費用に反映されたい。	一部採用する。 情報通信設備に関する維持管理費については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用にて適切に計上している。
29	(法) (省)	鳥取県	高等学校費における需要の適切な反映	人口減少対策を図る地方創生の一環として、学校規模や学科に応じた学校運営経費を適切に需要額に反映させるよう補正係数又は単位費用を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校運営経費については、その大部分である教職員給与について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(標準法)に基づき措置を行っている。 学校規模等に応じた運営経費の需要額への反映については、地方団体の実態を踏まえた補正の適用等について、引き続き検討を行う。 なお、地域社会維持のための小規模高校の運営経費については、人口集積の度が低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応するための経費として、「地域社会再生事業費」において算定することとしている。
30	(法)	福岡県	高等学校の空調設備に係る維持管理費の普通交付税措置	県立高等学校の普通教室及び特別教室への空調設備設置に係る維持管理費(光熱費、保守費、維持修繕費)の後年度にわたる増嵩が見込まれるため、単位費用措置を講じること	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 県立高等学校における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[高等学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(法)	佐賀県	特別支援教育支援員に係る単位費用の拡充	高等学校へ進学する支援を必要とする生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置数も増加していることから、特別支援教育支援員にかかる基準財政需要額の単位費用も増額されているが、算入額と歳出額には大きな乖離が生じているため、単位費用のさらなる拡充をしていただきたい。	一部採用する。 特別支援教育支援員の配置については、実際の雇用形態や全国の配置人数の増加状況も踏まえて算定を実施しており、適切に措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[特別支援学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
32	(法)	福岡県	特別支援学校における スクールバス運行経費 の見直しについて	スクールバスの運行経費の単位費用(積算内容)を実態に即した額となるように見直しを行うこと。 [継続]	以下の理由により採用しない。 スクールバスに係る経費については、平成30年度から令和2年度にかけて、運行に係る実態を踏まえた標準的な経費を段階的に引き上げており、単位費用において適切に措置しているところ。
33	(法)	兵庫県	情報通信設備維持管理費の適切な算定	令和3年度以降大幅に増加する情報通信設備の維持管理費を地方財政計画に適切に計上し、単位費用に反映されたい。	一部採用する。 情報通信設備に関する維持管理費については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用にて適切に計上している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
34	(法)	佐賀県	高等専修学校に係る経費の適切な算入	高等専修学校に係る経費を高校に準じた扱いとして算入されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 専修学校は、学校教育法第1条に定める学校ではないため、高等学校に準じた扱いをすることは出来ない。 なお、専修学校に対する都道府県の補助に係る経費については、近年、専修学校が果たしている役割に配慮し、都道府県の補助実績等を勘案しながら措置額を増額してきたところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(法)	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算定	社会保障の充実に係る地方負担額については、地方財政計画に確実に計上するとともに、普通交付税の基準財政需要額に100%算入することで地方財政措置を講じること。 また、各地方公共団体の財政需要が適正に算定されるよう、関係費目について適切な補正係数を設定すること。	採用する。 令和3年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。 なお、この充実分の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算入することが可能であると考えている。
36	(法)	京都府	社会保障制度への適切な地方財政措置	後期高齢者医療制度や国民健康保険医療制度、障害者自立支援給付費負担金については、交付税算入額と地方における決算額に乖離が生じているため、地方負担が解消されるよう需要額を適切に算定されたい。	採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。
37	(法)	大阪府	社会保障制度への適切な地方財政措置	後期高齢者医療制度、障がい者自立支援制度、国民健康保険制度については、本来、国において負担される制度改正がなされるべきであることから、地方負担との乖離を解消されたい。	採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
38	(法)	兵庫県	消費税上げによる歳入の増加分に見合う歳出の地方財政計画への適切な積み上げ	消費税率等の引上げに伴う増収分について、地方単独事業である福祉医療費などを地方財政計画に適切に積み上げるとともに、地方の実情に応じた普通交付税の配分について配慮されたい。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、令和3年度地方財政計画に計上された消費税率引き上げによる増収分等を活用した社会保障の充実分についても基準財政需要額に全額算入している。 なお、地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
39	(法)	千葉県	幼児教育の無償化に係る地方財政措置について	幼児教育の無償化に係る地方負担額が基準財政需要額へ適切に算入されるよう、現行の算定方法を見直されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を確保したうえで、地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入している。 また、各地方団体の負担の実態を反映するため、保育所・幼稚園の子ども数に基づき、補正を適用しているところ。今後も適切に算定してまいりたい。
40	(法)	千葉県	児童相談所・一時保護所運営に係る算入経費の充実について	児童相談所に係る単位費用の更なる充実と一時保護所に係る単位費用の適切な算定をされたい。 [継続]	採用する。 児童相談所等に係る経費については、児童虐待防止体制総合強化プラン(新プラン)に基づき地方団体が児童虐待防止対策の強化に取り組めるよう、標準団体における児童福祉司、児童心理司等の職員数を増員し、単位費用を増額してきたところ。 令和3年度においては、各地方団体における職員の増員の実態が目標年度である令和4年度の水準を前倒して達成できる見込みであることを踏まえ、目標水準を達成するための職員の増員に係る経費について、普通交付税措置を拡充することとしている。 なお、従前より、一時保護所に係る経費については、人件費を含め児童保護費負担金の対象となっているところ、国の予算を踏まえた当該負担金に係る地方負担部分について、単位費用に適切に算入している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
41	(法)	岩手県 茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 鹿児島県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入について	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費補助、母子家庭等医療費補助、障害者医療費補助について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
42	(法)	福岡県	児童相談所一時保護所費の単位費用の充実	児童相談所一時保護所費の単位費用の積算を引き上げること [継続]	採用する。 児童相談所等に係る経費については、児童虐待防止体制総合強化プラン(新プラン)に基づき地方団体が児童虐待防止対策の強化に取り組めるよう、標準団体における児童福祉司、児童心理司等の職員数を増員し、単位費用を増額してきたところ。 令和3年度においては、各地方団体における職員の増員の実態が目標年度である令和4年度の水準を前倒して達成できる見込みであることを踏まえ、目標水準を達成するための職員の増員に係る経費について、普通交付税措置を拡充することとしている。 なお、従前より、一時保護所に係る経費については、人件費を含め児童保護費負担金の対象となっているところ、国の予算を踏まえた当該負担金に係る地方負担部分について、単位費用に適切に算入している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
43	(法)	岩手県 茨城県 栃木県 千葉県 香川県 愛媛県 鹿児島県 沖縄県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費補助、母子家庭等医療費補助、障害者医療費補助について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。
44	(法) (省)	岩手県 山形県 茨城県 千葉県 沖縄県	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直し	県立病院会計に対する繰出金等に係る算定額が繰出基準額と乖離していることから、単位費用及び補正係数を見直すこと。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和3年度においても、令和2年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金について所要額を計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
45	(法)	群馬県	新型コロナウイルス感染症対応における公立病院の役割を踏まえた病院事業会計への繰出金に係る経費の算定額の拡充	病院事業会計に対する繰出金に係る交付税措置額と繰出基準額との乖離が拡大している状況。新型コロナウイルス感染症への対応における公立病院の重要性が増していることも踏まえた交付税算定をお願いしたい。	以下の理由により採用しない。 従来より、感染症医療に係る経費については、特別交付税措置を講じているところである。 新型コロナウイルスへの対応については、国費による対応を基本とし、令和2年度補正予算においては、厚生労働省所管の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」や、医療機関への支援などを含む新型コロナウイルス対策などに必要な地方団体の様々な事業に活用可能な内閣府所管の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などにより、新型コロナウイルス対策に取り組む公立病院・民間病院を一体的に支援することとしている。
46	(法)	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等に係る単位費用の見直し	都道府県立病院会計への繰出金等に係る基準財政需要への算入額が、地方公営企業法等に基づく繰出基準から算定される基準額と乖離していることから、単位費用を見直されたい。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和3年度においても、令和2年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金について所要額を計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
47	(法)	奈良県	密度補正I(人口密度の大小による保健所数の逓増を勘案)の廃止	保健所数と人口密度の間に、相関関係が全く見受けられず、また算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の逓増、逓減を勘案して算定することとしている。 一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。
48	(法)	徳島県	「アフターコロナ時代」を見据えた保健所の体制強化に係る経費の充実	衛生費について、厚生労働省が示す「今後を見据えた保健所の即応体制の整備に向けた指針」に沿った保健所の体制強化に要する経費を適切に反映するため、単位費用の充実を図ること。	採用する。 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応能力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を2年間で約900名増員(現行の1.5倍に増員)することとしている。
49	(法)	宮崎県	新型コロナウイルス感染症により増大した感染症等対策費の適切な算入について	新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策に係る地方の財政需要が増大しているため、所要額を衛生費の単位費用に適切に算入して頂きたい。	採用する。 今般の保健所の恒常的な人員体制強化として、感染症対応業務に従事する保健師を増員するとともに、感染症予防対策事業における地方負担分についても適切に単位費用に積算することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[林野行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
50	(法)	兵庫県	有害鳥獣対策に要する経費の適切な算入について	有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に乖離があることから当該経費を適切に単位費用に算入されたい。 [継続]	採用する。 有害鳥獣対策に要する経費については、毎年度、標準団体規模に相当する団体の事業量を調査しており、実態に応じて適切に単位費用措置を講じることとしており、令和3年度においては、所要経費を充実しているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[商工行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
51	(法)	大分県	小規模事業経営支援事業費補助金に対する確実な交付税措置	事業費と乖離のある小規模事業経営支援事業費補助金について、確実な交付税措置を行うこと。 【新規】	以下の理由により採用しない。 小規模事業経営支援事業費補助金については、実態調査を行った結果、単位費用と決算額に大きな乖離がなく、適切に算入されているところである。 今後も実態を踏まえつつ適切に設定してまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
52	(法)	山形県	人口減少団体へ配慮した地方交付税の配分	地域の元気創造事業費及び人口減少等特別対策事業費を拡充すること [新規]	一部採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、令和3年度においても1兆円を確保した。 地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。
53	(法)	岐阜県	「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続	地方創生の実現に向けては、息の長い取組みを推進する必要があるため、地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること [継続]	一部採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、令和3年度においても1兆円を確保した。 地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
54	(法) (省)	北海道 青森県 秋田県 新潟県 長野県 鳥取県 島根県 徳島県 高知県	地域社会再生事業費の 継続	地方法人課税の偏在是正により生じる財源を活用して令和2年度に創設された「地域社会再生事業費」の継続及び地方部へのさらなる重点配分を図ること。	一部採用する。 偏在是正による財源を活用した地域社会再生事業費については令和3年度も引き続き基準財政需要の費目の一部として算定を行うこととし、地方部への重点配分を行うこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
55	(法)	北海道	包括算定経費(人口)の単位費用のうち面積と相関がある経費の単位費用の移行 [新規]	包括算定経費(人口)で措置されている経費のうち、人口だけではなく、面積とも相関性のある建設事業費、総合事務所費、消防防災費について、包括算定経費(面積)に移行することで、地方の実態に即した算定とすること。	一部採用する。 面積と相関性が高いと考えられる経費を積算した結果、令和3年度の単位費用は増となったところである。今後も引き続き実態等を勘案しながら適切に算定していく。
56	(法)	青森県	投資的経費に係る財政需要について [継続]	包括算定経費で算定している投資的経費について、適切な水準を確保されたい。	一部採用する。 面積と相関性が高いと考えられる経費を積算した結果、令和3年度の単位費用は増となったところである。今後も引き続き実態等を勘案しながら適切に算定していく。
57	(法)	岩手県	面積に相関度が高い包括算定経費(人口)の単位費用の移行 [継続]	包括算定経費(人口)で措置されている経費のうち、面積に相関度が高いと思われる総合事務所費について包括算定経費(面積)へ移行するとともに、職員費の一部についても包括算定経費(面積)へ移行すること。	一部採用する。 面積と相関性が高いと考えられる経費を積算した結果、令和3年度の単位費用は増となったところである。今後も引き続き実態等を勘案しながら適切に算定していく。
58	(法)	秋田県	面積に相関度が高い経費の(人口)から(面積)への移行について [新規]	(人口)で措置されている経費のうち、総合事務所費の全額及び職員費・財産管理費の一部について、相関度が高いと考えられる(面積)へ移行すること。	一部採用する。 面積と相関性が高いと考えられる経費を積算した結果、令和3年度の単位費用は増となったところである。今後も引き続き実態等を勘案しながら適切に算定していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
59	(法) (省)	群馬県	包括算定経費の適切な算定及び総額の確保について [継続]	包括算定経費について、H27年度以降、対前年度の減額が大きくなっているため、地方負担の実態をふまえ、適切に算定するとともに、総額を確保されたい。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、トップランナー方式の導入による庶務業務に係る経費の減や建設事業費に係る地方債元利償還金の減、経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算している。令和3年度においては、会計年度任用職員制度の平年度化に伴う期末手当等の支給に要する経費等の増を踏まえ、令和2年度に引き続いて単位費用が増加したところである。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。
60	(法) (省)	神奈川県	包括算定経費の適正な算定 [継続]	包括算定経費の積算根拠について、詳細を明らかにするとともに、補正係数の設定にあたっては、人口の多い団体への過度な割落しを行わず、適正に算定されたい。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、トップランナー方式の導入による庶務業務に係る経費の減や建設事業費に係る地方債元利償還金の減、経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
61	(法)	石川県	包括算定経費の適切な算入	包括算定経費(人口)の単位費用について、大幅な減少が毎年続いており、予見困難となっていることから、積算根拠を示し、適切に算入されたい。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、トップランナー方式の導入による庶務業務に係る経費の減や建設事業費に係る地方債元利償還金の減、経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算している。令和3年度においては、会計年度任用職員制度の平年度化に伴う期末手当等の支給に要する経費等の増を踏まえ、令和2年度に引き続いて単位費用が増加したところである。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。
62	(法)	大阪府	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費の単位費用への適切な算入 [継続]	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費について、実態に即して単位費用への適切な算入を図られたい。	一部採用し、引き続き検討する。 維持管理経費については、令和2年度の単位費用を引き上げ、一定の充実を図った。今後も決算の状況等実態を勘案し、設定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
63	(法)	兵庫県	包括算定経費の適切な算入 [継続]	包括算定経費(人口)の単位費用について、積算根拠が不明な中、大幅な減少が続いていることから、一般財源総額実質同水準ルールに基づく予算編成の調整弁となっているとの疑念を抱いている。 積算根拠を示すとともに、適切な算定を行うよう改めるとともに、過去の算定により生じた不足額については精算を行うなど対応されたい。	一部採用する。 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う期末手当等の支給に要する経費等の増を踏まえて、令和3年度の包括算定経費(人口)の単位費用は令和2年度に引き続いて増加している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。 また、包括算定経費における需要額算定においては、義務付けがない、あるいは弱い行政分野の標準的な経費を算定しており、精算措置を講じることは適当でない。
64	(法)	兵庫県	情報通信設備維持管理費の適切な算定 [新規]	令和3年度以降大幅に増加する情報通信設備の維持管理費を地方財政計画に適切に計上し、単位費用に反映されたい。	一部採用する。 情報通信設備に関する維持管理費については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用にて適切に計上している。
65	(法)	香川県	包括算定経費(人口)の単位費用の適切な積算について [継続]	包括算定経費(人口)の単位費用については、職員数の見直し、トップランナー方式の導入により減少傾向にあるが、義務的・経常的な業務量が大きく変わらない中で、個々の減少要因を示すことなく行政コストの低下を理由に大幅に単位費用を減少させることなく適切に積算されたい。	一部採用する。 包括算定経費(人口)については、会計年度任用職員制度の平年度化に伴う期末手当等の支給に要する経費等の増や建設事業費に係る地方債元利償還金の減を踏まえて単位費用を積算している。今後も実態を勘案しながら、適切に算定していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
66	(法)	高知県	情報管理等費における 都道府県・市町村の配 分割合の見直し [継続]	情報管理経費における都道府県と市町村との経費の負担割合について調査の上、必要な経費を確実に措置するとともに、実態を踏まえた適切な割合となるよう、必要に応じ配分の見直しを行うこと。	一部採用する。 情報関係業務の基盤となるネットワークに係る経費については、各団体の平均的な維持管理費、民間の利用状況、回線の整備状況等を勘案して需要額を算出し、単位費用措置を講じている。
67	(法)	長崎県	包括算定経費の適切な 算定及び総額の確保に ついて [継続]	地方負担に見合った需要額を適切に算定いただくとともに、地方総額の確保をお願いしたい。また、単位費用算定基礎の内容を明示していただきたい。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、トップランナー方式の導入による庶務業務に係る経費の減や建設事業費に係る地方債元利償還金の減、経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算している。令和3年度においては、会計年度任用職員制度の平年度化に伴う期末手当等の支給に要する経費等の増を踏まえ、単位費用は増加したところである。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
68	(法)	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	令和3年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施されたい。 仮に、令和2年度も臨時財政対策債を発行する場合には財政力指数による過度な補正を見直すこと。 また、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金については、臨時財政対策債ではなく、別枠で財源措置を講じること。	一部採用する。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収する状況の中、一般財源総額については、地方財政計画の歳出に、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」等を適切に計上し、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額を0.2兆円増の62.0兆円、地方交付税総額については、0.9兆円増の17.4兆円を確保し、臨時財政対策債については、概算要求時点では3.7兆円の増としていたところ、これを2.3兆円の増に抑制した。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 また、元利償還金相当額の全額を後年度の基準財政需要額に算入することで確実に措置している。
69	(法)	長野県 岐阜県	臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営	臨時財政対策債については、法定率の引上げによる交付税原資の確保等の対応により速やかに廃止し、地方の安定的な財政運営を可能とする税財政制度を確立すること。	一部採用する。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
70	(法)	愛媛県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	臨時財政対策債への振替制度を抜本的に見直すとともに、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方特例交付金など地方交付税や臨時財政対策債と別に「真水」で措置していただきたい。	一部採用する。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されたものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。
71	(法) (省)	静岡県	地方財源不足の解消に係る抜本的な見直し	・地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率等の引き上げを含めた抜本的な見直しによって対応し、臨時財政対策債を廃止すべき ・やむを得ず臨時財政対策債を配分する場合でも、財政力に応じた傾斜配分を廃止し、財源不足額に対する比例配分となるよう、補正係数の見直しをお願いしたい	一部採用する。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 また、臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[特例加算]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
72	(法)	東京都	東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外	都は震災復興特別交付税の対象ではないことから、都については東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算の適用を除外されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分については、当該減収見込額の75%を基準財政収入額に特例加算している。 これらの減収見込額については当該年度の普通交付税算定後、同年度の震災復興特別交付税にて基本的には措置されるものであるが、東京都については都区合算後の財源超過額に鑑み、震災復興特別交付税の交付対象となっていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
73	(法)	北海道	基準財政収入額における精算制度及び減収補填債制度の対象税目の拡大	基幹的な税目である道府県民税(所得割、配当割、株式等譲渡所得割)及び地方消費税について、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税、都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体に減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
74	(法)	千葉県 兵庫県	道府県民税(所得割)に係る精算制度及び減収補てん債制度の導入	道府県民税所得割について、分離譲渡所得分以外についても精算制度を導入されたい。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、令和2年度においては特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。
75	(法)	兵庫県	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補てん措置	平成27年度から創設された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、所得税から減額されるべき金額が個人住民税から控除されることによる地方の減収分に対して補填されたい。	以下の理由により採用しない。 ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、地方税法の規定に基づく税額控除であるため、同制度に係る所得割からの控除額の75%を算定に反映させるものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[配当割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
76	(法)	北海道	基準財政収入額における精算制度及び減収補填債制度の対象税目の拡大	基幹的な税目である道府県民税(所得割、配当割、株式等譲渡所得割)及び地方消費税について、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税、都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体に減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[株式等譲渡取得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
77	(法)	北海道	基準財政収入額における精算制度及び減収補填債制度の対象税目の拡大	基幹的な税目である道府県民税(所得割、配当割、株式等譲渡所得割)及び地方消費税について、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税、都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体に減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
78	(法)	北海道	基準財政収入額における精算制度及び減収補填債制度の対象税目の拡大	基幹的な税目である道府県民税(所得割、配当割、株式等譲渡所得割)及び地方消費税について、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税、都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体に減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
79	(法)	富山県	減収補填債制度の導入	新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる税目について減収補填債制度を導入されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。
80	(法)	福岡県 鹿児島県	地方消費税に係る精算制度及び減収補填債制度の導入	地方消費税について精算制度及び減収補填債制度を導入すること	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体に減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
81	(法)	茨城県 埼玉県 石川県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 大分県	新型コロナウイルス感染症対策としての減収補填債対象税目の追加	新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間、地方消費税等を減収補填債の対象へ追加	採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。
82	(法)	千葉県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県	地方消費税に係る精算制度及び減収補てん債制度の導入	新型コロナウイルス感染症による減収により地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせるおそれがある地方消費税について、精算制度及び減収補填債制度の対象税目としていただきたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
83	(法)	岡山県	減収補填債の対象税目 への追加	地方消費税は、税収に占める割合が大きく、法人関係税と同様に景気の影響を受けやすい。また、新型コロナウイルスの影響で想定を超える減収が生じることが懸念されており、財政運営に多大な支障が生じることから、減収補填債の対象税目に追加すること。	採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税、都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[軽油引取税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
84	(法)	富山県	減収補填債制度の導入	新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる税目について減収補填債制度を導入されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。
85	(法)	石川県	地方消費税及び軽油引取税の減収補てん債制度の導入	新型コロナウイルス感染拡大による景気後退を受けて、地方消費税及び軽油引取税の税収が大きく落ち込む見込みとなっており、法人事業税等のように減収補てん債制度を導入されたい。	採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[軽油引取税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
86	(法)	兵庫県	軽油引取税及び自動車税環境性能割における精算制度及び減収補てん債制度の導入	軽油引取税及び自動車税環境性能割について、精算制度及び減収補填債制度を導入されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[自動車税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
87	(法)	富山県	減収補填債制度の導入	新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる税目について減収補填債制度を導入されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[自動車税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
88	(法)	兵庫県	軽油引取税及び自動車税環境性能割における精算制度及び減収補てん債制度の導入	軽油引取税及び自動車税環境性能割について、精算制度及び減収補填債制度を導入されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[不動産取得税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
89	(法)	兵庫県	不動産取得税における 精算制度及び減収補て ん債制度の導入	不動産取得税について、精算制度及 び減収補填債制度を導入されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 なお、財政調整基金残高の減少など地方財政が厳しい状況にある中、来年度の地方団体の財源を確保する必要性が高いことや、追加税目は殆どの地方団体で減収となることを踏まえ、精算措置は講じないこととしている。
90	(法)	大阪府	地方消費税等に係る減 収補填債制度の拡充	地方消費税等について、減収補填制 度の対象として拡充されたい。その元 利償還金については後年度の基準財 政需要額に算入されたい。	一部採用する。 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えることとした。 また、地方団体の資金繰りに万全を期す観点から、減収補填債の対象外となる税目についても、特別減収対策債の発行を可能(交付税措置なし)とした。